

不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 12 月 15 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 146 号

不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則

不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（昭和 40 年岩手県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(通知書の様式)</p> <p>第 4 条 <u>省令第 31 条</u>の規定による通知書の様式は、<u>様式第 1 号</u>から<u>様式第 5 号</u>までによるものとする。</p> <p>(登録簿等の閲覧所及び閲覧)</p> <p>第 5 条 法第 31 条第 1 項の規定により不動産鑑定業者登録簿その他の書類（以下「登録簿等」という。）を公衆の閲覧に供するため、<u>政令第 4 条第 1 項</u>の規定により岩手県環境生活部資源エネルギー課に不動産鑑定業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設置する。</p> <p>2 登録簿等の閲覧は、次により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 登録簿等を閲覧しようとする者は、<u>閲覧票（様式第 6 号）</u>に所定の事項を記入し、係員に提出しなければならない。</p> <p>(4)～(6) [略]</p>	<p>(通知書の様式)</p> <p>第 4 条 <u>省令第 34 条</u>の規定による通知書の様式は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。</p> <p>(登録簿等の閲覧所及び閲覧)</p> <p>第 5 条 法第 31 条第 1 項の規定により不動産鑑定業者登録簿その他の書類（以下「登録簿等」という。）を公衆の閲覧に供するため、<u>政令第 3 条第 1 項</u>の規定により岩手県環境生活部資源エネルギー課に不動産鑑定業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設置する。</p> <p>2 登録簿等の閲覧は、次により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 登録簿等を閲覧しようとする者は、<u>別に定める様式による閲覧票</u>に所定の事項を記入し、係員に提出しなければならない。</p> <p>(4)～(6) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式目次を削る。

様式第 1 号から様式第 6 号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。